

令和元年 12 月 19 日
健康福祉部障害保健福祉課
担当者 辻野
内 線 4089
外 線 076-225-1428

障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく監査を実施した結果、運営基準違反、訓練等給付費の不正請求及び不正又は著しく不当な行為があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

記

1 処分対象事業所

名 称：s e l f - A ・ 1 5 1 A かほく
所 在 地：かほく市内日角5丁目32番地
指 定 内 容：就労継続支援A型
指定年月日：平成28年6月1日

運営事業者

名 称：株式会社151A
代表取締役：大島 真人
所 在 地：かほく市内日角5丁目32番地

2 処分内容

事業者の指定の取消し
指定取消年月日：令和2年1月31日

3 処分の事由

(1) 障害者総合支援法第50条第1項第4号違反（運営基準違反）

指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う者でなければならないにも関わらず、株式会社151Aの第2期決算（平成29年2月～平成30年1月）において、社会福祉事業とは認められない事業の売上が総売上高の約88.6%を占めており、著しく指定基準に違反し、石川県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったときに該当している。

(2) 障害者総合支援法第50条第1項第5号違反（訓練等給付費の不正請求）

株式会社151Aでは、同法人及びs e l f - A ・ 1 5 1 A かほくが入居する石川県かほく市内日角5丁目32番地の建物2階にある株式会社D&I（大島真人代

表が経営) に対し、施設外就労加算の算定要件を満たさないにもかかわらず、平成 28 年 6 月から平成 29 年 8 月までの間、利用者のべ 1, 209 名を派遣し、施設外就労加算 1, 209, 000 円 (うち利用者自己負担分 1, 800 円) を不正に請求し受領した。

(3) 障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号違反 (不正又は著しく不当な行為)

指定就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業者は専ら社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業を行う者でなければならないにも関わらず、株式会社 151A の第 2 期決算 (平成 29 年 2 月～平成 30 年 1 月) において、社会福祉事業とは認められない事業の売上が総売上高の約 88.6% を占めていた。

4 その他

県内の過去の行政処分の例

処分事業所：指定就労継続支援 B 型事業所

処分内容：指定の取消し

処分事由：不正の手段による指定

処分日：平成 24 年 10 月 3 日